



## 潟上市議会議員政治倫理審査会 審査結果報告書

### 1 はじめに

本審査会は政治倫理条例第9条の規定により、「審査請求の適否」及び「政治倫理基準等違反の行為の存否」について審査した。

### 2 審査請求内容

審査請求日 令和5年3月1日

請求議員 佐藤 義久議員 澤井 昭二郎議員

疑義があると認められる者の氏名 西村 武議員

疑義の内容 西村武議員の親族企業が市発注の事業（冬期道路除排雪作業業務委託 87万1千円）を受注したことは、潟上市議会議員政治倫理条例第13条に抵触する疑いのある事

3 審査会委員 中川 光博委員長 藤原 仁美副委員長 鈴木 壮二委員  
堀井 克見委員 伊勢 潤委員

4 審査請求の適否  
適とする。

### 5 審査結果

潟上市議会議員政治倫理条例第13条に抵触しない。

### 6 理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）が令和5年3月1日に施行され、外部環境が大きく変化し、地方自治法第92条の2に関し、議員個人による当該請負の対価の総額の上限額が300万円とされたものである。潟上市議会議員政治倫理条例第13条は、議員の1親等内の親族が経営に携わる企業の市との業務委託契約の締結について定めたものであるが、地方自治法の一部が上記の通り改正されたことにより、審査会は全会一致で抵触しないものであるとした。



以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 小林 悟 様

令和5年4月4日

潟上市議会議員政治倫理審査会  
委員長 中川 光博